



- (4) 【その他の手数料等】
- (5) 【課税上の取扱い】
- 5 【運用状況】
  - (1) 【投資状況】 (4)
  - (2) 【投資資産】
    - ① 【投資有価証券の主要銘柄】
    - ② 【投資不動産物件】
    - ③ 【その他投資資産の主要なもの】
  - (3) 【運用実績】
    - ① 【純資産等の推移】 (5)
    - ② 【分配の推移】 (6)
    - ③ 【自己資本利益率（収益率）の推移】 (7)
- 第2 【外国投資証券事務の概要】
- 第二部 【外国投資法人の詳細情報】
- 第1 【外国投資法人の追加情報】
  - 1 【外国投資法人の沿革】
  - 2 【役員の状況】 (8)
  - 3 【外国投資法人に係る法制度の概要】
  - 4 【監督官庁の概要】
  - 5 【その他】 (9)
- 第2 【手続等】
  - 1 【申込（販売）手続等】
  - 2 【買戻し手続等】
- 第3 【管理及び運営】
  - 1 【資産管理等の概要】
    - (1) 【資産の評価】
    - (2) 【保管】
    - (3) 【存続期間】
    - (4) 【計算期間】
    - (5) 【その他】
  - 2 【利害関係人との取引制限】
  - 3 【投資主・外国投資法人債権者の権利等】
    - (1) 【投資主・外国投資法人債権者の権利】
    - (2) 【為替管理上の取扱い】
    - (3) 【本邦における代理人】
    - (4) 【裁判管轄等】

#### 第4【関係法人の状況】

##### 1【資産運用会社の概況】

- (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】(10)
- (2)【運用体制】
- (3)【大株主の状況】(11)
- (4)【役員の状況】(12)
- (5)【事業の内容及び営業の概況】

##### 2【その他の関係法人の概況】

- (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】(13)
- (2)【関係業務の概要】
- (3)【資本関係】

#### 第5【外国投資法人の経理状況】

##### 1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【金銭の分配に係る計算書】
- (4)【キャッシュ・フロー計算書】
- (5)【投資有価証券明細表等】
  - ①【投資株式明細表】
  - ②【株式以外の投資有価証券明細表】
  - ③【投資不動産明細表】
  - ④【その他投資資産明細表】
  - ⑤【借入金明細表】

##### 2【外国投資法人の現況】(14)

【純資産額計算書】 年 月 日

- I 資産総額
- II 負債総額
- III 純資産総額 (I - II)
- IV 発行済数量
- V 1単位あたり純資産額 (III / IV)

#### 第6【販売及び買戻しの実績】(15)

#### 第三部【特別情報】

##### 第1【投資信託制度の概要】

##### 第2【参考情報】(16)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項

a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

f 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

g この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

h 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

i 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

j 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下jにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

## (2) 外国投資法人の出資総額

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。

## (3) 主要な投資主の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載

上の注意」④に準じて記載すること。

(4) 投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」⑥に準じて記載すること。

(5) 純資産等の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とする外国投資法人（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている外国投資法人を含む。以下この様式において同じ。））にあっては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号の四様式の「記載上の注意」④に準じて記載すること。

(6) 分配の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の四様式の「記載上の注意」④に準じて記載すること。

(7) 自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の四様式の「記載上の注意」③に準じて記載すること。

(8) 役員の状況

有価証券報告書提出日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」⑤に準じて記載すること。

(9) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、6月以内）において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b a以外については、第四号の四様式の「記載上の注意」③に準じて記載すること。

(10) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(11) 大株主の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」⑧に準じて記載すること。

(12) 役員の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(69)に準じて記載すること。

(13) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(14) 外国投資法人の現況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の四様式「記載上の注意」(80)に準じて記載すること。

(15) 販売及び買戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の四様式の「記載上の注意」(81)に準じて記載すること。

(16) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。